

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭生活を両立させることができる働きやすい職場環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年2月1日から2026年3月31日

2. 行動計画

(1) 『女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供』について

目標：女性の経営参画を推進するため、女性役職者数を2019年度の2倍にする

<取組内容>

- 2022年 2月～ 新卒採用者に占める女性の割合を事務系45%、技術系15%以上を目標に採用
- 2022年10月～ 社内理解促進のため、経営者・管理職向けにダイバーシティマネジメントの研修開催
- 2022年12月～ 経営トップによる、全社を挙げてのダイバーシティ推進に関するメッセージの発信
- 2025年10月～ キャリア形成支援のための研修開催

(2) 『職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備』について

目標：働きすぎを防ぎ、健康を守って両立が実現できるよう、有給休暇取得率を80%以上とする

<取組内容>

- 2023年 4月～ 部門毎の取得状況のモニタリング
- 2023年10月～ 取得率の低い部門への上司を通じた積極的な休暇取得の促進

目標は、いずれも計画期間内での達成を目指す。

※2024年12月に取組内容の実施時期を追記しています。

以上